

令和2年度介護保険施設等整備事業者募集要項

資料編 目次

1. 補助金等についての参考資料	10
2. 特別養護老人ホームについての詳細要件	15
3. 特別養護老人ホームの評価の着眼点	21
4. 介護老人保健施設についての詳細要件	23
5. 介護老人保健施設の評価の着眼点	25
6. 認知症高齢者グループホームの詳細要件	27
7. 認知症高齢者グループホームの評価の着眼点	29
8. 小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件	31
9. 看護小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件	32
10. (看護)小規模多機能型居宅介護事業所の評価の着眼点	33
11. 障害福祉サービス事業の生活介護についての詳細要件	35
12. 障害福祉サービス事業の短期入所についての詳細要件	37
13. 障害福祉サービス事業の共同生活援助についての詳細要件	39
14. 添付書類チェックリスト	41

【参考資料】

補助金等(介護保険施設等)

- 10～13 ページの補助等の内容は令和2年10月1日現在のものであり、減額または内容が変更される場合があるので留意すること。

神戸市施設整備費補助（上限）

		金額	単位	
特別養護老人ホーム（広域型）	創設・増床・建替	2,850,000円	1床当り	
小規模特別養護老人ホーム （①と②の合計額）	①	4,480,000円	1床当り	
	②	（1ユニット）	10,000,000円	施設当り
		（2ユニット以上）	20,000,000円	
介護老人保健施設		23,000,000円	施設当り	
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（新設）		33,600,000円	施設当り	
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（既存建物活用）		8,910,000円	施設当り	
認知症高齢者グループホーム（既存建物活用）		8,910,000円	施設当り	
介護職員等のための施設 内保育施設（P12参照）	特別養護老人ホーム等の 創設・改修	11,900,000円	施設当り	

※ 小規模特別養護老人ホームに以下の施設（注）を併設する場合、①の単価に1.05を乗じた額とする。

（注）認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、緊急ショートステイの整備、介護職員等のための施設内保育施設

※ 各整備費補助に係る交付申請・実績報告については、補助事業の実施年度に行う必要がある。また、補助事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに交付申請・実績報告を行うとともに出来高に合わせた支払いを行う必要がある。（初年度10%以上の出来高が必須）

	金額	単位
創設を条件に行う広域型施設（注）の大規模修繕・耐震化整備（P13参照）	1,280,000円	1床当り

※（注）特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム

神戸市施設開設準備経費補助（上限）

		金額	単位
小規模特別養護老人ホーム		839,000円	1床当り
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（新設）		839,000円	1床当り （宿泊定員数）
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（既存建物活用）		839,000円	1床当り （宿泊定員数）
認知症高齢者グループホーム（既存建物活用）		839,000円	1床当り
介護職員等のための 施設内保育施設	特別養護老人ホーム等の 創設・改修	4,200,000円	施設当り

※開設の前年度に開設準備経費補助の意向調査（例年3月頃）に、エントリーする必要がある。

- 補助対象となる特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型）、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホーム（既存建物活用）の整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借り入れについて、市の社会福祉施設整備資金利子補助金制度があります。（補助対象は社会福祉法人のみで、利子額の半額の補助）
 - ※ 借り入れについて保証人をたてないオンコスト融資制度を利用した場合は、オンコスト融資制度に係る上乗せ部分の利子は補助対象にはなりません。
 - ※ 当該公募において提出された計画案から、大幅に借入金額が増えた場合、大幅に償還期間が延びた場合はいずれも利子補助が出来ないことがあります。変更が生じる場合は、必ず事前に高齢福祉課までご相談ください。
 - ※ その他、記載のない事項については市の「社会福祉施設整備資金利子補助金交付要綱」によります。

- その他、神戸市社会福祉施設整備資金融資制度や神戸市社会福祉施設用地取得資金融資制度があり、それぞれ市のあっせん融資審査会において適切と認められた場合は融資を受けることが出来ます。

また、この融資制度にも利子補給があります。（補助対象は社会福祉法人のみで、利子額の半額の補助）

 - ※ あっせん融資を除くその他の融資を受ける予定である場合は、これらの制度と併用することはできません。

補助金等（施設内保育施設）

介護保険施設等における施設内保育施設整備を行う事業者を次のとおり募集します。

1. 募集概要

（1）対象施設

創設、増床を行う介護保険施設等

（2）対象事業

上記対象施設の施設内保育施設整備を行う工事費及び工事事務費

※対象経費は、保育施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に関する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）

（3）補助額

- ・補助基準額：11,900,000円
- ・補助率：1/1

※対象経費の実支出額（本体施設と施設内保育施設の面積按分で算出した金額）又は上限補助基準額の低い方（1,000円未満の端数は切り捨て）

補助金等（創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備）

創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備を行う事業者を次のとおり募集します。

1. 募集概要

(1) 対象施設

事業者募集における、介護施設等を1施設創設することを条件に、令和5年度内までに着工する広域型施設（注）1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

（注）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(2) 対象事業

上記対象施設の大規模修繕又は耐震化を行う工事費及び工事事務費

(3) 補助額

・補助基準額：1,128,000円 × 大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の定員数

補助金等（障害者向けグループホーム）

1. 補助の額（予定）

※下記内容は令和2年度の補助に関するものです。令和3年度においては、内容が変更となる可能性があります。

※補助対象経費の上限は1,250万円とする。

(1) 人口集中地区での新規開設又は創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に5分の4を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）

(2) 既存グループホームの改修及び人口集中地区以外での新規開設又は創設の場合

①既存グループホームの改修及び定員7人以下の新規開設又は創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）と60万円に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額

②定員8人以上の新規開設又は創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）と100万円に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額

※人口集中地区については、以下の本市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a89138/shise/toke/toukei/kokutyou/2015/27kokutyoudid.html>

2. 補助対象経費

(1) 消防設備整備費（新規開設又は既存グループホームの改修）

消防法令上の設置義務が生じる消防設備（共同生活住居と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関への通報装置等）の整備に要する経費。

(2) 緊急通報装置設置費（新規開設）

特に夜間に発生した病気や事故などの緊急事態に対応するための、緊急通報装置設置に係る経費。

(3) バリアフリー化等改修費（新規開設）

既存住宅を活用した新規開設に要するバリアフリーのための改修や関係法令への適合させるために要する経費

例) エレベーターの設置、リフト設備設置、トイレの改修、風呂の改修、洗面所の改修、階段・廊下の改修、階段・廊下の手すりの設置、間仕切壁の防火措置に係る改修

(4) 老朽化改修費（既存グループホームの改修）

一定年数を経過して使用に耐えなくなった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等の改修に要する経費。

(5) 創設費

新たにグループホームを整備（創設）するための経費。

※障害者向けグループホームの補助金に関する詳細については、後記の係でご確認ください。

神戸市保健福祉局 障害福祉課 施設支援係

電話：078-322-6741 FAX：078-322-6044

特別養護老人ホームについての詳細要件

(1) 規模等について

I. 創設の場合*

- ① 広域型特別養護老人ホームにあつては1か所当たり30床以上100床以下、小規模特別養護老人ホームにあつては1か所当たり29床以下であつて、どちらも個室・ユニット型とすること。
- ② 小規模特別養護老人ホームにあつては、本体特養のサテライト型としても良い。
- ③ 小規模特別養護老人ホームにあつては、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所との併設が望ましい。

*従来型個室・多床室について

従来型個室・多床室の整備については、定員の3割を目安に提案を認めます。

なお、多床室の整備にあつては、居室における入所者のプライバシー保護に十分配慮してください。

II. 増床の場合

既存施設の床数と応募数を合算した数が、I. ①に記載の床数の範囲内であること。ただし、北区・西区を除く市街地に立地し、提出受付締切日において開設後10年以上経過している施設については、この限りではない。

III. 建替えの場合

既存施設の取壊し等により、実施していた事業を供することをやめ、場所を問わず新たに同種の施設を整備すること。

(2) その他

- ① 小規模特別養護老人ホームについては、これまで小規模特別養護老人ホームが整備されていない日常生活圏域が望ましい。
- ② 居住費の設定及び低所得者への支援について、十分考慮すること。社会福祉法人等による利用者負担の軽減を行うことが望ましい。
- ③ 地域住民等との交流について配慮すること。
- ④ 入所者の重度化への対応や職員の働きやすさに配慮すること。

(3) 設備の要件については、下表のとおり

項目	説明等
ユニットケア 【ユニット型特別養護老人ホームのみ】	<p>※ 家庭に近い居住環境の下で、少人数ごとに生活を共にする入居者に一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話をを行うことを特徴とする。</p> <p>※ 居室は個室とするとともに、居室に近接して少人数で食事をしたり談話を楽しんだりする空間（共同生活室）を設け、こうした個室と共同生活室をユニットとして建物を構成し運営しなければならない。</p>
設置が必要な設備	<p>【ユニット型特別養護老人ホーム】</p> <p>① ユニット（居室・共同生活室・洗面設備・便所） ② 浴室 ③ 医務室 ④ 調理室 ⑤ 洗濯室又は洗濯場 ⑥ 汚物処理室 ⑦ 介護材料室 ⑧ 事務室その他運営上必要な設備</p> <p>※ ユニット及び浴室は3階以上の階に設けてはならない。ただし本表「防災避難・防犯設備関係」に挙げる項目のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室についてはこの限りではない。</p>

	<p>※ サテライト型特別養護老人ホームは、本体施設の設備の利用等を条件として下記の項目の設備は設置しなくともよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医務室 ただし、必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。 ・調理室 ただし、簡易な調理設備を設けること。 <p>【従来型特別養護老人ホーム】</p> <p>① 居室 ② 静養室 ③ 食堂 ④ 浴室 ⑤ 洗面設備</p> <p>⑥ 便所 ⑦ 医務室 ⑧ 調理室 ⑨ 介護職員室 ⑩ 看護職員室</p> <p>⑪ 機能訓練室 ⑫ 面談室 ⑬ 洗濯室又は洗濯場 ⑭ 汚物処理室</p> <p>⑮ 介護材料室 ⑯ 事務室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室は3階以上の階に設けてはならない。ただし本表「防災避難・防犯設備関係」に挙げる項目のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室についてはこの限りではない。</p>	
設備基準 (ユニット型特別養護老人ホーム)	ユニット	<p>☆ 通気性・採光・2方向避難等に配慮した構造とすること。</p> <p>★ ユニット総数（老人短期入所事業を含む）が偶数である場合に、同一階に奇数ユニットを配置しないこと。</p> <p>★ ユニットの直列配置はしないこと。（他のユニットを通過しないと移動できない様な配置や構造は認められない）</p> <p>★ ユニット単位における設備の差別化はしないこと。</p> <p>★ 利用者のプライバシーに配慮した上で、可能な限り各居室は共同生活室に直接面した配置とすること。</p> <p>★ ユニット内に個浴、リネン庫、汚物処理室、洗濯室等を設けること。</p> <p>★ ユニット毎の（玄関）扉を設けること。</p>
	居室	<p>☆ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合（夫婦などを想定）は、二人とすることができる。</p> <p>☆ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1ユニットの入居定員は概ね10人以下とすること。</p> <p>☆ 地階に設けないこと。</p> <p>☆ 一人当たりの床面積$\geq 10.65\text{m}^2$（内法）以上とする（洗面・収納設備スペースを含む。トイレは含まない）定員が二人の場合にあつては21.3m^2（内法）以上とすること。</p> <p>☆ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設置すること。</p> <p>☆ 床面積$1/14$以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にする。</p> <p>☆ 必要に応じ、入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>★ 洗面設備を設置すること。</p> <p>★ ストレッチャー・車椅子の回転が可能であること。</p> <p>★ 2方向からの介護ができるベッド配置とすること。</p> <p>★ 出入口のドアは引戸とする（開放時、自然に閉まらない）こと。</p> <p>★ 出入口の有効幅は120cm以上確保すること。（最低90cm）</p> <p>★ 居室内にトイレを設置すること。</p> <p>★ 複数のコンセントを設置すること。（電動ベッド・個人用電化製品）</p>

	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ☆ 当該ユニットの入所者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事したり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ☆ ユニットの共同生活室間の壁を可動式としていないこと。 ☆ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 一の共同生活室の床面積は2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること及び必要な設備及び備品を備えること。 ★ 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な調理等ができるミニキッチンを設けること。 ★ 採光、眺望などに配慮すること。
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けること。 ★ 共用部分（ユニットの入り口等）にも設けること。
	便 所	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 各居室に設けない場合は、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく分散して設け、入居者2人に1か所設けること。 ★ 居室に設けない場合は、車椅子がトイレ内に入り、扉を閉めることができる広さであること。 ★ 車椅子用便所については、「兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則」にそった整備をすること。
廊 下		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7m以上とすること。なお廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上、中廊下にあつては、1.8m以上として差し支えない。（いずれの場合も内法によるものとし、手すりの内側から測定すること） ★ 両側に手すりを設置すること。 ★ 車椅子・ストレッチャーの当たりを設置すること。

設備基準 (従来型特別養護老人ホーム)	居室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 一の居室の定員は、4人以下とすること。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 1人当たりの床面積$\geq 10.65\text{m}^2$ (内法) 以上とすること (洗面・収納設備スペースを含む。トイレは含まない) ☆ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ☆ 入所者が個人で利用する空間は、建物に固定された壁又は扉等で四方を囲み区画すること (上部開放は可。ただし、移動式の家具やカーテンでの区画は不可とする) ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にする ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ★ 洗面設備を設置すること。 ★ ストレッチャー・車椅子の回転が可能であること。 ★ 2方向からの介護ができるベッド配置とすること。 ★ 出入口のドアは引戸とする (開放時、自然に閉まらない) こと。 ★ 出入口の有効幅は120cm以上確保すること。 (最低90cm) ★ 居室内にトイレを設置すること。 ★ 複数のコンセントを設置すること。 (電動ベッド・個人用電化製品)
	静養室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にする ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに適当数設けること。 ☆ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに居室に近接して適当数設けること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 各居室に設けない場合は、1か所に集中して設けるのではなく分散して適当数設けること。 ★ 車椅子がトイレ内に入り、扉を閉めることができる広さであること。 ★ 車椅子用便所については、「兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則」にそつた整備をすること。
	介護職員室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ☆ 必要な備品を備えること。
	食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積 (内法) は、3m^2に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ☆ 必要な備品を備えること。

	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7m以上とすること。 ★ 両側に手すりを設置すること。 ★ 車椅子・ストレッチャーの当たりを設置すること。
設備基準(共通)	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 ★ 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置すること。 ★ 脱衣室・浴室に手すりを設置すること。 ★ ユニット型の場合は、ユニット毎に個浴、脱衣室を設置すること。
	医務室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ☆ 入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ★ 看護職員室と一体的に整備すること。
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 火気を使用する部分は不燃材料を用いること。 ★ 検収室・事務室・食品庫・休憩室・便所・シャワーを設置すること。 ★ 休憩室は畳の部屋とする(宿泊することがある)こと。 ★ 衛生保持のため他の部分とは動線を明確に分離する必要があること。 ★ 調理・配膳と下膳・食器洗浄のスペースを分離すること。 ★ 空調は通常の空調の他、スポット空調を併用すること。
	洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> ★ 洗濯物の整理のためのスペースを一体的に整備すること。 ★ 騒音・排熱対策には充分留意すること。
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ★ 洗濯室、浴室と近接させること。 ★ 階が違えば小荷物専用昇降機で洗濯室と連絡させること。 ★ 共用部を通ることなく、汚物を直接外部に排出できるようにすること。
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ★ 施設管理や外来客への対応のため玄関に近い位置に配置すること。 ★ 事務室周りに湯沸し室を設置すること。(給湯器・流し・コンロ・冷蔵庫・食器棚)
	階段	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 傾斜は緩やかにすること。
	常夜灯	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下・共同生活室・便所その他必要な場所に設置すること。
	手すり	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下及び階段には設置すること。
	宿直室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 宿直者を配置する場合は、宿直室を設置すること。
	防災避難・防犯設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ☆ ユニット又は浴室(従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上有すること(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子もしくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上) ☆ 3階以上の階にあるユニット又は浴室(従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ☆ ユニット又は浴室(従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室)のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「避難上有効な諸設備を具備する場合」は特別避難階段の設置は1ヶ所でも可。 ① 避難上有効な幅(車椅子・ストレッチャー等通行が可能な幅)を有するバルコニーを設け外部避難階段を利用することにより、居室等から屋

		<p>外への避難が速やかにできること。</p> <p>② 内部の特別避難階段又は外部避難階段により二方向避難が確保できること。</p> <p>③ バルコニー及び外部避難階段は、耐火構造とし隣接建物から十分な距離を有し、延焼の恐れがないこと。</p> <p>☆ ユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りではない。</p> <p>☆ 避難経路については、「居室」→「廊下」→「階段」を原則とすること。</p> <p>★ 避難経路の重複距離は20m以下とすること。</p> <p>☆ ユニット毎又はフロア毎に2方向避難を確保すること。</p> <p>★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。</p> <p>★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。</p>
	その他	<p>☆ 採光、通気性の確保に配慮すること。</p> <p>☆ 地域交流スペースを設けること。</p> <p>★ 入居者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができる場所（セミパブリックスペース）を設けること。</p> <p>★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるようにするなどの対策を講じること。</p> <p>★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号） ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号） ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号） ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号） ・ 神戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日神戸市条例第36号） ・ 神戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日神戸市条例第32号） <p>その他関係法令・通知を遵守すること</p>		

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

特別養護老人ホームの評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点	配点	
I	運営計画	1. 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 ● 予定地選定の理由が明確であり合理的である。 ● 施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 	18
		2. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 人材確保に向けた具体的な計画を持っている。 ● 介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。 ● 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上であり、確保の見込みが適切である。 ● 看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、配置計画が適切である。 ● 常勤換算で介護職員数(A)に対して看護職員数(B)の割合(B/A)が15%以上である。 ● 利用者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。 ● 施設の一部を転用する場合、転用により縮小(廃止)される事業について、縮小(廃止)する合理的な理由があり、現にサービス提供を受けている利用者等に影響が及ばないような方策がある。 	
II	運営実績	1. 法人の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 	16
		2. 施設長の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。 	
		3. 生活相談員の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 生活相談員予定者が生活相談員の資格要件を満たしている。 	
III	施設立地	1. 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民及び自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	16
		2. 計画地	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 ● 計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 	
		3. 土地・建物所有形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 	
IV	資金計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。(直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている) 	25

			<ul style="list-style-type: none"> ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ● 建設費が適切に見込まれている。 	
		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住費の金額が国の定める基準額程度である。 	
V	施設計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ● ユニット又はフロアの形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 ● 増床後の定員に対し、適切な規模の食堂や機能訓練室等の各設備を有している(増床の場合) ● 地域交流スペースを適切に確保している。 利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 ● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ● 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。 また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ● 2方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 ● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ● 無理のない整備スケジュールとなっている。 ● 「特別養護老人ホームについての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 	25
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。 ● 緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備基準を満たしている。 	
		4. 既存建物 老朽化対処	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 	
合 計				100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、もしくは評価できないことがあります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、仮決定及び指定候補事業者として選考されない場合があります。

介護老人保健施設についての詳細要件

(1) 規模等について

介護老人保健施設にあつては、1か所当たり100床以下（サテライト型小規模介護老人保健施設、医療機関併設型小規模介護老人保健施設は1か所当たり29床以下）で原則として個室・ユニット型とすること。

※増床の場合は、既存施設の床数と募集数を合算した数が上記床数の範囲内であること。

(2) 施設構成

- ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを実施すること。
- ② 「ユニット型介護保健施設サービス費(I)」を算定する全室個室・ユニット型施設が望ましいこと。

(3) 施設運営

- ① 介護保険法その他関連法令を遵守するとともに、地域医療・地域福祉と連携を図り、地域の介護保険サービスの拠点となる介護老人保健施設の整備を行うこと。
- ② 短期入所療養介護の実施について考慮すること。
- ③ 地域住民等との交流について配慮すること。
- ④ 入所者の重度化への対応や職員の働きやすさに配慮すること。

(4) 設備の要件については、下表のとおり

項目	説明等
設置が必要な設備	①ユニット（療養室、共同生活室、便所、洗面所） ②診察室 ③機能訓練室 ④浴室 ⑤サービスステーション ⑥調理室 ⑦洗濯室又は洗濯場 ⑧汚物処理室
設備基準	ユニット ☆ 入居定員は概ね10人とすること。
	療養室 ☆ 定員は1名とし、10.65㎡/人以上の面積とすること。 （療養室内に洗面所がある場合はその面積を含み、便所がある場合はその面積を除く） ☆ ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ☆ 地階に設けてはならないこと。 ☆ 避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面した出入口を設けること。 ☆ 寝台又はこれに変わる設備を設けること。 ☆ 身の回り品を保管できる設備を備えること。 ☆ ナースコールを設けること。
	共同生活室 ☆ 2㎡×ユニット定員以上の面積とすること。 ☆ 他ユニットの入居者が、共同生活室を通過しなくても施設内のほかの場所に移動できること。 ☆ ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が、一度に食事をしたり談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ★ 簡単な流し・調理設備を設けること。
洗面所	☆ 療養室ごとか共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。 ☆ 共同生活室ごとに設ける場合は2ヶ所以上に分散して設置すること。 ★ 療養室ごとに設置すること。

	便所	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 療養室ごとか共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ☆ 常夜灯を設けること。 ☆ 共同生活室ごとに設ける場合は2ヶ所以上に分散して設置すること。 ★ 療養室ごとに設置すること。
	機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 1㎡×定員以上の面積とすること。 ☆ 必要な機械、器具を備えること。
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 一般浴槽のほか特別浴槽を設けること。 ★ 療養室のある階ごとに設けること。
	廊下	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7m以上とすること。なお廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上、中廊下にあつては、1.8m以上として差し支えない。(いずれの場合も内法によるものとし、手すりの内側から測定すること) ★ 両側に手すりを設置すること。 ★ 車椅子・ストレッチャーの当たりを設置すること。
	防災避難・防犯設備関連	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 耐火建築物とすること。 ☆ 療養室等が2階以上にある場合は屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 ☆ 療養室等が3階以上にある場合は避難階段を2以上設けること。 ☆ 階段に手すりを設けること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるようにするなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備(防犯カメラ、フェンス、電子錠等)を設置すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ★ 他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることができる場所を設けること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(厚生労働省令第40号) ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知) ・ 神戸市介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月20日神戸市条例第33号) <p>その他関係法令・通知を遵守すること</p>		

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

(5)その他

- ① 他の施設を併設する場合には、その施設の必要性及び開設の見込み等について、関係先と調整の上計画すること。
- ② 療養病床の再編に伴う、介護療養病床から介護老人保健施設への転換分については、事業者募集の対象としない。介護療養病床から介護老人保健施設への転換については、個別に高齢福祉課・介護指導課と協議を行うこと。

介護老人保健施設の評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点	配点	
I	運営計画	1. 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 ● 予定地選定の理由が明確であり合理的である。 ● 施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 	18
		2. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 人材確保に向けた具体的な計画を持っている。 ● 介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。 ● 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上であり、確保の見込みが適切である。 ● 看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、配置計画が適切である。 ● 常勤換算で介護職員数(A)に対して看護職員数(B)の割合(B/A)が35%以上である。 ● 利用者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。 	
II	運営実績	1. 法人の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 	16
		2. 施設長の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。 	
		3. 支援相談員の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 支援相談員予定者は社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するものか、介護支援専門員または介護福祉士である。 	
III	施設立地	1. 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民及び自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	16
		2. 計画地	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 ● 計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 	
		3. 土地・建物所有形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 	
IV	資金計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。 ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ● 建設費が適切に見込まれている。 	25

		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住費の金額が国の定める基準額程度である。 	
V	施設計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ● ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 ● 地域交流スペースを適切に確保している。 ● 利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 ● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ● 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。 ● また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ● 2方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 ● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ● 無理のない整備スケジュールとなっている。 ● 「介護老人保健施設についての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 	25
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。 ● 緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備基準を満たしている。 	
		4. 既存建物 老朽化対処	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 	
合 計				100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、もしくは評価できないことがあります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、仮決定及び指定候補事業者として選考されない場合があります。

認知症高齢者グループホームについての詳細要件

募集箇所数	<p>創設</p> <p>① 1か所あたりの定員・規模は3ユニット（1ユニット5～9人）以内とすること</p> <p>増床</p> <p>① 増床後の定員・規模は3ユニット（1ユニット5～9人）以内とすること</p> <p>② 移転を伴う増床の場合は、現事業所と同一日常生活圏域内の移転に限ること</p> <p>※ 同一日常生活圏域外への移転の場合は、新設と同様の扱いとなります</p>	
立地	生活環境としてふさわしく、利用者の日々の生活のリズムに合わせた環境を提供できる立地であること。	
土地・建物の賃借期間	土地・建物は事業者自らが所有することが望ましいが、賃貸借により事業所を運営する場合の賃貸借期間は、当初契約から15年以上とすること。	
建築構造	<p>① 高層建築物に設置する場合、できるだけ低層階（1～3階）に設置するよう配慮すること。</p> <p>② 段差の解消、スロープの設置など利用者が認知症高齢者であることに配慮したバリアフリーの設備構造すること。</p> <p>③ 他の社会福祉施設等と併設する場合には、完全に独立した構造とすること。</p> <p>◎ 職員がユニット間を往来できる設備構造とすることまで、妨げるものでないこと。</p> <p>◎ エレベーターや階段の共用を妨げるものではないが、エレベーターホールなど、エレベーターからフロアに出た場所が、即、ユニット内となるような構造ではないこと。</p>	
必要設備	<p>① 居室 ② 居間・食堂 ③ 浴室・洗面所 ④ 台所</p> <p>⑤ 便所 ⑥ 事務室 ⑦ その他必要な設備</p> <p>⑧ ボランティアの受け入れ、地域との交流、家族会等の実施が可能な部屋</p> <p>※事務室・地域交流等スペースを除き、ユニット毎の専用設備とすること</p>	
設備基準	居室	<p>☆ 地階に設けないこと。</p> <p>☆ 1人あたりの床面積$\geq 7.43\text{ m}^2$（収納設備等を除く内法）</p> <p>☆ 原則として個室とすること。</p> <p>☆ 居室内に収納設備を設けること。</p> <p>★ 採光・換気が十分できること。</p> <p>★ 洗面・トイレが設置されていること。</p> <p>★ 複数のコンセントを設置すること。</p>
	居間・食堂	<p>☆ 落ち着きとゆとりを感じさせる空間（広さ）を確保すること。</p> <p>★ 1人あたり3 m^2以上のスペースを確保すること。</p> <p>★ 採光・換気が十分できること。</p> <p>★ 居間と食堂を別に確保すること。</p>
	浴室	<p>☆ 1人用の個別浴槽とし、利用者とその介助者の利用に適した広さとすること。</p> <p>☆ ユニットごともしくは隣接するユニットごとに浴室を設置すること。</p> <p>☆ 脱衣室・浴室に手すりを設置すること。</p>
	便所	<p>☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>☆ 各居室に設けない場合は、1つのユニットに3つ以上のトイレを複数箇所に分散して設けること。</p> <p>ただし、ユニットの定員が6人以下の場合は、2つ以上のトイレを複数箇所に分散して設けること。</p> <p>☆ 各居室から等距離となるよう設けること。</p>

	☆ トイレのうち1つ以上は車椅子対応型とすること。
台所	☆ 入居者と職員が共同で調理等を行なうことができるレイアウト・設備とすること。
事務室	☆ ユニットに対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあること。
防災避難・防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるようにするなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 一般の住居に近い仕様となるよう、照明設備、内装の色彩や素材など、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行なうこと。 ☆ スプリンクラー設備を設置すること。なお、スプリンクラーの設備内容については、管轄の消防署と協議すること。 ☆ 適温確保のための空調設備を設けること。 ★ 将来の重度化に対応できる構造・設備であること。 ★ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所を併設する計画であること。 ★ 2階以上の場合、エレベーター（簡易式でも可）を設置すること。 ★ 転倒時に安全な床材を使用すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第第三十四号） ・ 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・ 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 <p>その他関係法令・通知を遵守すること</p>	

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

認知症高齢者グループホームの評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点	配点	
I	運営計画	1. 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 ● 予定地選定の理由が明確であり合理的である。 ● 施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 	18
		2. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修(虐待の防止に係る研修を含む)の内容・時期が具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。 ● 人材確保に向けた具体的な計画がある。 ● 介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で 50%以上であり、確保の見込みが適切である。 ● 看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で 75%以上であり、配置計画が適切である。 ● 利用者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会や協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会や協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。 	
II	運営実績	1. 法人の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 	21
		2. 管理者の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 管理者予定者に同種施設での施設長・管理者の経験がある。 ● 管理者予定者が管理者の資格要件を満たしている。 	
		3. 介護支援専門員の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者に同種施設での計画作成担当業務経験がある。 ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者が資格要件を満たしている。 	
III	施設立地	1. 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民、自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	16
		2. 計画地	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 ● 計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 	
		3. 土地・建物所有形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 	

IV	資金計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。 ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 	20
		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 家賃、食費、水光熱費等の合計が市内の既存施設利用料の中央値と比較して同程度以下である。 	
V	施設計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ● ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 ● 地域交流スペースを適切に確保している。 利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 ● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ● 汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。 また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ● 介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 ● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ● 無理のない整備スケジュールとなっている。 ● 「認知症高齢者グループホームについての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 	25
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。 ● 緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備基準を満たしている。 	
		4. 既存建物 老朽化対処	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 	
合 計				100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、もしくは評価できないことがあります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、仮決定及び指定候補事業者として選考されない場合があります。

小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件

- (1) 募集地域 事業予定地の日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護事業所もしくは看護小規模多機能型居宅介護事業所が設置されていない又は整備中でないことが望ましい。
- (2) 規模 登録定員 29名まで
 通いサービスの定員 登録定員の2分の1から15名まで
 (登録定員が25人を超える事業所について、居間と食堂を合計した面積が十分に機能を発揮できる広さである場合は18名まで)
 泊まりサービスの定員 通いサービスの利用定員の3分の1から9名まで
- (3) 居室構成 宿泊室は、専用の個室を設けること。(ただし、全定員分でなくてもよい)
- (4) 設備の要件については、下表のとおり

項目	説明等	
設置が必要な設備	①居間 ②食堂 ③台所 ④宿泊室 ⑤浴室 ⑥その他事業に必要な設備	
設備基準	浴室	★ 利用者の心身の状態に配慮したものとする。
	居間及び食堂	★ 洗面設備を設置すること。 ★ 居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること。
	宿泊室	☆ 専用の個室を設けること。 ☆ 宿泊室の床面積は7.43㎡以上とすること。
	防災避難・防犯設備	☆ スプリンクラーその他の自動消火設備を設置すること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるようにするなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。
	その他	★ 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できるスペースを設けること。
<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十六号） 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 神戸市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること		

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

看護小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件

- (1) 募集地域 事業予定地の日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護事業所もしくは看護小規模多機能型居宅介護事業所が設置されていない又は整備中でないことが望ましい。
- (2) 規模 登録定員 29名まで
 通いサービスの定員 登録定員の2分の1から15名まで
 (登録定員が25人を超える事業所について、居間と食堂を合計した面積が十分に機能を発揮できる広さである場合は18名まで)
 泊まりサービスの定員 通いサービスの利用定員の3分の1から9名まで
- (3) 居室構成 宿泊室は、専用の個室を設けること。(ただし、全定員分でなくてもよい)
- (4) 設備の要件については、下表のとおり

項目	説明等	
設置が必要な設備	①居間 ②食堂 ③台所 ④宿泊室 ⑤浴室 ⑥その他事業に必要な設備	
設備基準	浴室	★ 利用者の心身の状態に配慮したものとする。
	居間及び食堂	★ 洗面設備を設置すること。 ★ 居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること。
	宿泊室	☆ 専用の個室を設けること。 ☆ 宿泊室の床面積は7.43㎡以上とすること。
	防災避難・防犯設備	☆ スプリンクラーその他の自動消火設備を設置すること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるようにするなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。
	その他	★ 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できるスペースを設けること。
<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること		

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点	配点
I	運営計画	1. 運営理念	18
		2. 人員体制	
		3. 医療機関との連携	
		4. 運営推進会議について	
II	運営実績	1. 法人の運営実績	16
		2. 施設長の事業経験	
		3. 介護支援専門員の事業経験	
III	施設立地	1. 地域との関係	16
		2. 計画地	
		3. 土地・建物所有形態	

IV	資金計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。 ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ● 建設費について、適切に見込めている。 	25
		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊費及び食費が市内の既存同種施設利用料と比較して同程度以下である。 	
V	施設計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ● 居間・食堂・宿泊室の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 ● 地域交流スペースを適切に確保している。 利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 ● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ● 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。 また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ● 2方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 ● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ● 無理のない整備スケジュールとなっている。 ● 「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 	25
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。 ● 緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備基準を満たしている。 	
		4. 既存建物 老朽化対処	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 	
合 計				100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、もしくは評価できないことがあります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、仮決定及び指定候補事業者として選考されない場合があります。

障害福祉サービス事業の生活介護についての詳細要件

(1) サービス内容

地域において安定した生活を営むため、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会などを提供する。

人員基準	管理者	資格要件	次のいずれかを満たす者 (i) 社会福祉主事資格要件に該当する者(同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等) (ii) 社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事した経験のある者 (iii) 社会福祉施設長認定講習会を修了した者
		原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事するものであること。 (管理業務に支障がない場合は、①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務のいずれかとの兼務は可。)	
	サービス管理責任者	配置数	○利用者が60人以下 1人以上 ○利用者が61人以上 利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○常勤専従1人以上
		資格要件	次のいずれも満たす者 (i) 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～8年以上 (ii) サービス管理責任者等基礎研修(講義・演習)修了後、実践研修受講開始日前5年のうち通算2年以上の実務を経験し、サービス管理責任者等実践研修(講義・演習)を修了(5年毎に更新必要)していること (iii) 相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了
従業者	業務	(i) 個別支援計画の作成に関すること。 ○ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ○ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取。 ○ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。 ○ 作成した個別支援計画を利用者に交付。 ○ 個別支援計画の実施状況を把握し、6月に1回以上見直しを実施。 (ii) 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握。 (iii) 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。 (iv) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	
	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者との兼務は可。		

		<p>※ 一定の条件のもと、医師を配置しないことができる（ただし報酬の減算あり）</p> <p>(ii) 看護職員（保健師又は看護師もしくは准看護師） 1人以上（単位ごと）</p> <p>(iii) 理学療法士又は作業療法士 日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数（単位ごと）</p> <p>※ 機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を、機能訓練指導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。</p> <p>(iv) 生活支援員 1人以上（単位ごと） 常勤専従 1人以上</p> <p>○ (ii)～(iv)の総数（単位ごと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均障害支援区分 4 未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上 ・平均障害支援区分 4 以上 5 未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 5 で除した数以上 ・平均障害支援区分 5 以上の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 3 で除した数以上
設備基準		<p>(i) 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保（3 m²/人以上を目安） ○ 訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること <p>(ii) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>(iii) 洗面所 利用者の特性に応じたもの</p> <p>(iv) 便所 利用者の特性に応じたもの</p> <p>(v) 多目的室（10 m²以上を目安）その他運営上必要な設備</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造は、利用者の特性に応じて工夫されて、かつ、日照、採光、換気等、利用者の保健衛生及び防災に配慮されていること。 ○ 設備は、専ら当該事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
最低定員		20 人
<p>・神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日神戸市条例第 49 号）</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 171 号）</p> <p>・神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日神戸市条例第 51 号）</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 174 号）</p> <p>その他関係法令・通知を遵守すること</p>		

障害福祉サービス事業の短期入所についての詳細要件

(1) サービス内容

居宅においてその介護をする者が病気の場合等に、障害者支援施設等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援。

(2) 類型別指定基準

短期入所サービスは、それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。今回の募集では、下記に示す「併設型」又は「単独型」の基準を満たす必要があります。

類型の概要	併設型	指定障害者支援施設等（必要な支援を適切に行うことができる入所設備が整った本体施設）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所
	空床型	利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所（今回の募集では対象外）
	単独型	指定障害者支援施設等以外の施設であって、指定短期入所の事業を行う事業所（「併設型」「空床型」以外）

※ 類型について不明な点があれば、神戸市福祉局監査指導部に確認をすること。

区分	類型	基準の概要等
人員基準	管理者	常勤で、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	併設型	ア) 当該施設の入所者数及び指定短期入所事業の利用者数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上（当該施設の指定基準・最低基準）※本体施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は、別途基準あり イ) 福祉型強化短期入所サービス費を算定する場合、看護職員を常勤で1人以上配置（医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合のみ）
		単独型
	併設型	本体施設の居室の設備基準又は単独型事業所の居室の設備基準を満たすこと。
設備基準	居室	単独型 ○ 一の居室の定員は、4人以下とすること。 ○ 地階に設けてはならない。 ○ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8㎡以上とすること。 ○ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ○ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

	設備	併設型	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる。
		単独型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食堂：食事の提供に支障がない広さを有すること。必要な備品を備えること。 ○ 浴室：利用者の特性に応じたものであること。 ○ 洗面所、便所：居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日神戸市条例第 49 号） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 171 号） その他関係法令・通知を遵守すること			

障害福祉サービス事業の共同生活援助についての詳細要件

(1) サービス内容

共同生活を営むべき住居に入居している障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営むべき住居にて行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。

類 型	共同生活援助 (介護サービス包括型)	外部サービス利用型 共同生活援助	日中サービス支援型 共同生活援助
管理者	常勤で、かつ、原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事するものであること。 (管理業務に支障がない場合は当該事業所の他の職務等の兼務可)		
サービス管理責任者	<p>(i) 配置数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者が 30 人以下 1人以上 ○利用者が 31 人以上 利用者が 30 人を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 <p>(ii) 資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が 3～8 年以上 ○ サービス管理責任者等基礎研修（講義・演習）修了後、実践研修受講開始日前 5 年のうち通算 2 年以上の実務を経験し、サービス管理責任者等実践研修（講義・演習）を修了（5 年毎に更新必要） ○ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了 <p>(iii) 業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別支援計画の作成に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ・ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取。 ・ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。 ・ 作成した個別支援計画を利用者に交付。 ・ 個別支援計画の実施状況を把握し、6 月に 1 回以上見直しを実施。 ○ 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握。 ○ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。 ○ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 <p>(iv) 他の職務との兼務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。 		
生活支援員 ※日中サービス支援型の場合は、夜間及び深夜帯以外の時間帯に勤務	次の①～④の合算した数以上 (常勤換算方法) ①区分 3 の利用者数を 9 で除した数 ②区分 4 の利用者数を 6 で除した数 ③区分 5 の利用者数を 4 で除した数 ④区分 6 の利用者数を 2.5 で除した数	配置しなくてよい (必要に応じて介護サービスを行う場合は、指定居宅介護事業者に委託して実施)	次の①～④の合算した数以上 (常勤換算方法) ①区分 3 の利用者数を 9 で除した数 ②区分 4 の利用者数を 6 で除した数 ③区分 5 の利用者数を 4 で除した数 ④区分 6 の利用者数を 2.5 で除した数

世話人 ※日中サービス支援型の場合は、夜間及び深夜帯以外の時間帯に勤務	利用者数を6で除した数以上（常勤換算方法） ※より手厚く配置した場合は高い報酬単価を算定可	利用者数を5で除した数以上（常勤換算方法）
夜間支援従事者	配置しなくてよい （配置した場合は、夜間支援等体制加算の算定可）	1以上（共同生活住居ごとに必要）※夜間及び深夜帯の時間帯に勤務
設備基準	<p>(i) 住居</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業所は一定の地域の範囲内（主たる事業所から概ね 30 分程度で移動できる範囲に所存し、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲）に1以上の共同生活住居を有すること ○ 応募する介護保険施設等に併設する共同生活住居については、当該介護保険施設等から独立した建物にする等、構造上独立しており、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されていること ○ 共同生活住居は、1以上のユニットを有すること ○ ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、トイレ、浴室、洗面所、台所を有し、利用者の特性に応じて工夫されたものであること <p>(ii) 居室面積 7.43 m²以上（収納スペースを除く） ※ サテライト型住居の場合は、別途基準あり。</p>	
最低定員	<p>(i) 事業所 4人以上（サテライト型住居の利用者を含む）</p> <p>(ii) 共同生活住居（サテライト型住居の利用者を含まない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新規建物 2～10人 ➢ 既存建物 2～20人 <p>(iii) ユニット 2人以上10人以下</p> <p>(iv) 居室 1人</p>	
立地条件	<p>利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること（解釈通知 第十五の2 設備に関する基準（基準第210条）(1) 立地（基準第210条第1項）</p>	
協力医療機関	必要	
協力歯科医療機関	予め定めておくことが望ましい。	
支援体制の確保	<p>地方公共団体や社会福祉法人等であって、障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えること。</p>	
関係法令等	<p>神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日神戸市条例第49号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省令第171号）、その他関係法令・通知を遵守すること</p>	

添付書類チェックリスト

番号	添付書類	チェック欄	備考
表紙			
1	令和2年度介護保険施設等整備事業者募集への応募について		

A. 事業計画書他			
2	施設整備 趣意書		別紙1 (他の様式(Excel)とは別に Word ファイルで配布)
3	事業計画書		別紙2
4	障害福祉サービス事業所の事業計画書		別紙3 (併設障害福祉サービス施設がある場合)
5	人員計画書		別紙4-1
6	直接処遇職員配置及び入居者受入計画書		別紙4-2
7	研修計画書		別紙5
8	施設整備等資金計画書		別紙6
9	資金収支計画書 (事業収支計画書) (各収入・支出の積算根拠を別紙 (任意様式) で添付)		別紙7-1 又は別紙7-2
10	利用料金表		別紙8-1 又は別紙8-2
11	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表		別紙9-1、別紙9-2 又は別紙9-3
12	居住費等積算表		

B. 法人に関する書類			
13	法人調書		別紙10-1 又は別紙10-2
14	法人の事業実施状況等一覧表		別紙11-1 又は別紙11-2
15	理事長(予定者)又は法人代表者、施設長(管理者)予定者及び生活相談員等予定者の経歴書		別紙12 (生活相談員等予定者の経歴書について、老健の場合は支援相談員、認知症高齢者グループホーム及び(看護)小規模多機能型居宅介護の場合は計画作成担当者について提出が必要)
16	実施計画者の認知症介護研修等受講状況		別紙13 (認知症高齢者グループホーム及び(看護)小規模多機能型居宅介護の場合は提出が必要)
17	法人登記簿(原本)		既存法人の場合は提出が必要

18	法人の定款		既存法人の場合は提出が必要
19	法人の過去3年間の財務諸表（貸借対照表(B/S)、事業活動収支計算書(P/L)、資金収支計算書(C/F)）		既存法人の場合は提出が必要 設立準備会は、寄附予定法人分の提出が必要 ※既に同種事業所を運営している場合は、その事業所の財務諸表も併せて提出のこと
20	法人の事業報告書（直近年度分）		
21	法人の事業計画書（今年度分）		
22	決算数値等入力シート（過去3年分）		別紙14-1（社会福祉法人） 別紙14-2（社会福祉法人以外の法人） 設立準備会は、寄附予定法人分を入力
23	財産目録		別紙15(別様式可) 既存法人の場合は提出が必要
24	過去3年間の監査指導の指摘事項		既存法人の場合は提出が必要
25	↑ 上記指摘事項に係る改善状況		既存法人の場合は提出が必要

C. 施設建設に関すること

26	位置図		
27	施設配置図		文字や数字が明確に確認できる縮尺とすること
28	各階平面図 (①施設全体の計画コンセプトについて、 ②施設計画における評価の着眼点について、それぞれ別紙で添付)		基準で定めのある面積、幅等について明記すること。文字や数字が明確に確認できる縮尺とすること。
29	共同生活室の家具等配置後のレイアウト図		ユニットの構造が異なる場合は全てのユニット分提出のこと。文字や数字が明確に確認できる縮尺とすること。
30	立面図 (①パース ②工事仮囲い活用案)		
31	部屋別面積表		

D. 建設用地に関すること

32	土地登記簿謄本（原本）		
33	土地調書		別紙16
34	地積測量図		
35	用地の現況写真、写真方向図		

36	用途地域を示した図		ゆーまっぷ
37	計画地周辺のハザードマップの写し		
38	建設用地贈与契約書（写）		別紙 17(別様式可)
39	↑ 贈与者の印鑑証明書（原本）		
40	建設用地売買契約に関する覚書等（写）		賃貸借契約等を契約する場合は、当該契約に関する覚書等の写し
41	↑ 上記契約の相手方の印鑑証明書（原本）		

E. 当初資金について

42	寄附者の状況表（施設整備・運転資金）		別紙 18
43	寄附者の贈与契約書[建設・運転資金](写)		別紙 19(別様式可ですが、履行時期及び金額を明記すること)
44	↑ 印鑑証明書（原本）		
45	↑ 定期性預金残高証明書（原本）		証明日は提出期間内とし、複数の場合は証明日を統一すること。

F. 借入金について

46	借入金償還計画書		別紙 20-1、別紙 20-2
47	借入金償還財源内訳表		別紙 21（贈与により借入金償還を行う場合）
48	償還財源贈与契約書（写）		別紙 22(別様式可)
49	↑ 印鑑証明書（原本）		
50	↑ 課税証明書(原本)		

G. その他

51	医師会関係、地元関係等との協議内容		別紙 23
52	協力病院・歯科医の確保が見込まれることが分かる書類		任意様式
53	事業意思確認書		別紙 24
54	事業スケジュール表		任意様式
55	CD-R等の提出資料データ		

※資料作成上の注意

(1) データの作成方法

- ① 提出資料のデータのファイル形式は、Word、Excel、PDF のいずれかの形式で、CD-R等の電子媒体に書き込んだものを提出すること。ただし、A-2（別紙1）については、Word形式で、B-22（別紙14-1又は別紙14-2）についてはExcel形式で提出すること。
- ② 別紙1～24以外の資料の各ファイル名は、チェックリストの番号、添付書類名を記載すること。
(例 A-12 居住費等積算表.pdf)

(2) 正本の作成方法

- ① (1)のデータを印刷し、ファイルに綴じて正本1部提出すること。
(ただし、原本の提出を求めている資料(B-17など)については、原本を提出すること)
- ② 「令和2年度介護保険施設等整備事業者募集への応募について」及び「事業意思確認書」には押印が必要です。

A4サイズより大きい資料は、製本しやすいように折り畳んで提出すること。

A4サイズより小さい資料は、A4の台紙に添付して提出すること。

番号順にインデックスを付すこと。(書類不要の場合も白紙にインデックスを付すこと)

- (3) 複数種別の施設にまたがった事業計画を応募する場合は、個別の事業について算定根拠や収支計画等を積み上げ、No.5～12、15、42～50について個々の事業種別ごとの資料及び事業計画全体に係る資料をそれぞれ作成すること。

収支の内容等で按分の必要があるものについては、按分の根拠を明確にし、資料として添付すること。

- (4) 詳細要件や応募内容を補完するための追加資料は最小限の範囲で添付して構いません。
ただし、この場合には、追加資料リストを添付するとともに提出時に内容をご説明ください。
- (5) 添付書類で(原本)とされているものについては、(写)は不可であること。
- (6) 添付書類で(写)とされているものについては、原本証明すること。

(例)

この写しは原本と相違ありません。				
令和	年	月	日	
法人名	○	○	○	○
代表者名	□□	□□	実印	

- (7) 法人設立準備会については、「法人」を「法人設立準備会」と読み替えること。
- (8) No.8については、併設事業を含む全体の施設整備等資金計画書に加え、事業種別ごとの施設整備等資金計画書を提出すること。
- (9) No.9については、併設事業を含む全体の資金収支計画書等に加え、事業種別ごとの資金収支計画書等、利用料金表を提出すること。
収入・支出の各項目の積算内容が確認できる資料を添付すること。
職員配置予定及び給与額、職員シフト表についても提出すること。
(ユニットケアの場合、ユニットごとのシフト表を提出すること)
- (10) No.12については、居室と共同生活室にかかる建設費用や光熱水費、器具備品費、修繕費用等が対象となりますが、算定根拠を明確に示して下さい。
- (11) No.14については、高齢者事業のほか、介護保険事業、社会福祉事業について記入すること。障害福祉事業を併設する場合、障害福祉事業についても記入すること。
- (12) No.28については、各階平面図に浴槽やベッド、洗面台等のレイアウトを明示すること。

- (13) No.28 については、各階平面図の他、①施設全体の計画コンセプトについて、及び②施設計画における評価の着眼点（汚物処理・食事提供の動線、感染症対策、安全対策等）への配慮についてそれぞれ別紙（任意様式）にて提出すること。
- (14) No.28 については、併設する事業が有る場合、本体事業と併設事業のそれぞれの区画を色分けする等、わかりやすく明記すること。
- (15) No.29 については、ユニット内の全員が一同に会して食事ができると共に、二方向に車椅子が通行できるスペースを確保したものとする。（辺長等、寸法記入）
- (16) No.30 については、立面図の他、①パース、及び②工事仮囲い活用案（イメージ図及びコンセプト）を別紙（任意様式）にて提出すること。

※工事仮囲い活用について

本市の各種施設整備にあたっては、工事現場の仮囲いに「ここにどのような施設ができるのか」「周辺がどのように変わるのか」等を容易に理解できる情報の掲示を行うこと推奨している。事業者募集における介護保険施設等の整備においても協力をお願いします。

- (17) No.36 については、建設予定地の都市計画・地区計画・建築協定・地元まちづくりの状況等がある場合、その状況が分かる書類の提出が必要です。
- (18) No.37 については、土砂災害・河川氾濫・津波等の各種災害危険箇所の種類に応じ、複数枚になっても構わないので、漏れがないようにすること。
- (19) 創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備を伴う事業計画を応募する場合は、大規模修繕・耐震化整備事業について、個別にNo.3、8、28～31、54 を提出すること。
- (20) その他、本市が必要とする書類を求めることがあります。